



島根県報

令和3年2月2日(火)

第 179 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和3年2月定例県議会の招集	(財 政 課)	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	2
保安林の指定	(")	2

【公 告】

公共測量の実施	(技 術 管 理 課)	3
---------	-------------	---

告 示**島根県告示第77号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和3年2月16日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

令和3年2月2日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第78号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和3年2月2日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社ジャポネックス	訪問介護	訪問介護ステーション 和ごころ しまね	出雲市塩冶原町一丁目6-26	令和3年2月1日

島根県告示第79号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年2月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

益田市匹見町道川口1から口8まで、口2-内1、口3-内1から口3-内3まで、口4-内1、口4-内2、口5-内1、口5-続1、口6-内1、口7-内1、口7-内2、口9-甲、口9-甲内1、口9-甲内2、口9-乙、口9-乙内1、口563-内1から口563-内4まで、口563-続1、口563-続2、口563-6

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第80号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年2月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

隠岐郡海士町大字御波2079、2080-1、2083-1、2086-1、2102、2103、2105から2108まで、2108-1、2111、2124、2125、2126-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字御波2079・2108-1・2124・2125・2126-1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び海士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年2月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和3年1月25日から同年2月20日まで

3 作業地域

松江市野原町及び邑生町